

<p>No.143 2017.10.25 (平成 29 年)</p> 	<p style="text-align: center;">あつぎ</p> <p style="text-align: center;">— 支部だより —</p> <p style="text-align: right; color: green;">ダイジェスト版</p> <p style="text-align: center;"> あいかわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざま やまと </p>	<p style="text-align: center;">もくじ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1……全国労働衛生週間県央地区推進大会 2……署からのお知らせ 3……署からのお知らせ・道遥 4……健康だより ディスカバリーあつぎ 支部からのお知らせ
<p>発行：(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚木支部 編集：広報部会</p>	<p style="text-align: center;">E-mail : toi_12@roaneikyo.or.jp http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html</p>	<p>〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26 TEL(046)228-6660</p>

平成29年度 全国労働衛生週間県央地区推進大会開催

(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚木支部
労働衛生部会長 島田 正由

9月6日(水)海老名市文化会館小ホールにおいて労働災害防止4団体共催、厚木労働基準監督署後援のもと、全国労働衛生週間県央地区推進大会が240名の参加を得て盛大に開催されました。

陸運労災防止協会神奈川県支部厚木副分会長の加藤様より開会の辞を頂きました。次に主催者を代表し(公社)

神奈川労務安全衛生協会厚木支部長の中山様からは、全国労働衛生週間スローガンの紹介の後「現在の複雑な社会情勢で職場環境が乱れ、心が痛み行くのではないか、心のバランスをとることが大切である。この衛生週間を利用し見直しに役立てていきましょう」と述べられました。



続いて厚木労働基準監督署署長の炭竈様からは「今年は第12次労働災害防止推進計画の最終年度となっています。最終年度の厚木労働基準監督署の休業4日以上の災害の目標数字は742件ですが、4月末の段階で15.5%も増加しており、このままでは1,000件/年を超える状況となっています。早急な対応が求められています。また、メンタルヘルスによる精神障害に目を向けると、労災申請では脳心臓疾患は149件、うつ病による申請は140件と増加し特に目立っています。長時間労働対策、喫煙対策と共に精神障害は重点対策の項目に掲げられております。事業所での対策をお願いします」と述べられました。次に、海老名副市長畑様より働き方

改革に伴う海老名市の取組、厚木市長小林様からは厚木市が取得しているセーフコミュニティの取組からメンタルヘルス対策に関して紹介を頂きました。次に厚木管内ハイヤータクシー安全協力会長の渡辺様より大会宣言が読み上げられ、盛大な拍手で採択されました。

最後に厚木労働基準監督署安全衛生課長の永吉様より、労働衛生週間実施要綱の解説があり第一部が終了致しました。

第二部の特別公演の最初は「治療と仕事の両立支援事業」と題し、神奈川産業保健総合支援センター蒲谷 竹美様からお話を頂きました。ガン、糖尿病などの疾病を待ちながら仕事を行う上での国の支援事業について話



れました。特別講演の最後は「風通しのよい職場づくり～安全のために、そして折れない心を育てる～」と題しローズアソシエイツ代表 金子 由美子様からお話をいただきました。内容はメンタルヘルス対策を行うことで企業における人材の有効活用を図るため、特にキラーストレスなどを死に至らしめる要因を防ぐ方法についてお話を頂きました。

最後に建設業労働災害防止協会神奈川県支部厚木分会長の山本様より閉会の辞を頂き無事大会が終了致しました。また、今回は大会の楽屋裏(準備の状況、スタッフの苦労話等)について詳細版でお知らせいたします。

詳細はHPをご覧ください!!

記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで

署からのお知らせ

最低賃金のお知らせ

厚木労働基準監督署

最低賃金の件名 **神奈川県最低賃金**効力発生年月日 **平成29年10月1日**

時間額	956円
-----	------

- ・神奈川県内の事業場で雇用される**すべての労働者に適用**されます。
- ・パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。
- ・派遣労働者については、**派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用**されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。
- ・特定（産業別）最低賃金が適用される労働者でも、改定されるまでの間は上記の神奈川県最低賃金が適用されることになります。

時間額以外の賃金から最低賃金との比較計算をする場合、下記の賃金を除外したものが対象となります。

- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当金など）
- ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（残業手当など）
- ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日出勤手当など）
- ・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜手当など）
- ・精皆勤手当
- ・通勤手当
- ・家族手当

月額賃金の場合、最低賃金を上回っているかの計算は下記の計算式によって確認してください。

$$\text{月給額} \times 12 \text{ か月} \div \text{年間総所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

例 ・月給 210,000 円（内訳 基本給：145,000 円、精皆勤手当：10,000 円、家族手当：30,000 円、住宅手当：10,000 円、通勤手当：15,000 円）

- ・所定労働時間 毎日8時間
- ・年間所定労働日数 250日

の場合

まず、月給 210,000 円から最低賃金の対象とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当を除くと、月給額は 155,000 円（基本給：145,000 円＋住宅手当：10,000 円）になります。（注：住宅手当については、最低賃金と割増賃金とで取扱いを異にしますのでご注意ください。）

年間総所定労働時間は、250日（年間所定労働日数）×8時間（1日の所定労働時間）で算出しますので、2,000時間となります。

これを上記の計算式に当てはめると、

$$\text{月給額 } 155,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \div 2,000 \text{ 時間} = 930 \text{ 円} < 956 \text{ 円}$$

となりますので、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

※最低賃金の引き上げに伴い、中小企業・小規模事業者への助成金制度が拡充されます。

【助成金に関するお問合せ先】

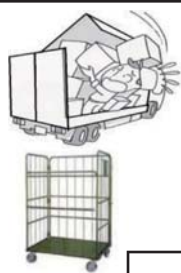
①業務改善助成金

神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課 電話：045-211-7380

②キャリアアップ助成金

神奈川県労働局 職業安定部 職業対策課（助成金センター） 電話：045-650-2859

記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで



陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業中の安全対策に御協力を!

物流業界全体で荷役5大災害を防止しましょう



～トラック運転者の安全確保と健康障害の防止に向けた協力要請～

平成28年に神奈川労働局管内で発生した休業4日以上労働災害のうち、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）については**859件**発生し、一昨年よりも**17件減少**（-1.94%）したものの微減にとどまっており、全国的に見ても災害が多い状況にあります。

陸運業で発生している労働災害の約7割は、大型物流センター（倉庫）や製造業、建設現場、小売業、港湾施設等の荷主等の施設（以下「荷主先等」という。）での荷役作業中に発生し、特に、トラックへの積込み、積卸し作業（いわゆる「付帯作業」）において多発しており、神奈川労働局では、陸運業と「全業種」の荷主等の事業者が互いに協力し連携を図りながら、荷役ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に積極的に取り組むよう広く周知をしています。

今般、荷役作業で死亡労働災害に結び付きやすい①「墜落・転落」②「荷崩れ」③「フォークリフト災害」④「無人暴走」⑤「トラック後退時の事故」を「荷役5大災害」に位置付け、荷役作業の安全確保に向け、陸運事業者が特に重点的に確認・実施する事項を最終頁の「[チェックリスト](#)」に取りまとめましたので、これらの内容を御確認の上、[チェックリスト](#)を活用しながら、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

詳細版には陸上貨物運送事業死亡災害事例も掲載しています。



『笑顔の効果』

株式会社リコー 厚木事業所
上条 亜紀子

今年は家に受験生がいる事もあり、夏休みはどこへも行かず、何をやるわけでもなく、一日中家で過ごしていました。必然的にテレビをつけている事が多くなり、甲子園で繰り広げられている高校野球を見る機会が、例年よりもずっと増えました。

そこで、ふと気がついた事があるのですが、それは選手達が「笑顔」でプレーをしている場面が多く見受けられたということです。ヒットやファインプレーの時のさわやかな笑顔は今も昔も変わりませんが、そうではなくピンチを迎え、皆でマウンドに集まっている時や大事な場面でバッターボックスに立っている時など、もし自分が当事者だったら泣きだしてしまいそうな心境の時に彼らが「笑顔」でいる場面を多く見かけたのです。

夏休みが終わり、会社の野球部に所属している後輩に聞いたところ「今はそう言う風に指導しているみたいです」との事でした。それを聞いて最初こそ違和感を覚えたのですが「笑顔」の効果は医療や教育の現場でも良く聞く話だったので、指導者達は上手いこと考えたなと思うようになりました。

この続きはHPをご覧ください。



記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで



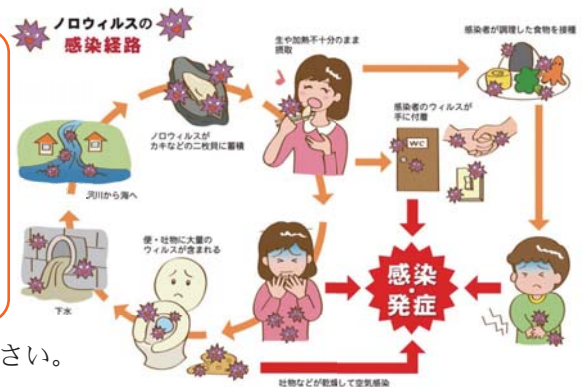
『ノロウイルスに気をつけましょう!』

株式会社 中村屋
看護師 小杉 理名

埼玉・群馬でのO-157の集団感染は記憶に新しいと思いますが、徐々に寒くなっていくこれからの季節、感染性の胃腸炎で特に気をつけなければいけないものに、ノロウイルスによるものがあります。ノロウイルスは年間を通して患者はみられますが特に秋～春に多発します。

☆どうやって感染するの？

- ・感染者のウイルスが大量に含まれる便や嘔吐物などから直接もしくは二次的に感染する場合
- ・感染した人が十分に手を洗わずに調理した食品を食べた場合
- ・ウイルスに汚染された食品（特に牡蠣などの二枚貝類）を不十分な加熱処理で食べた場合
- ・便や嘔吐物が乾燥して舞い上がりそのウイルスを体内に取り込んだ場合



HPには治療法や予防法などを掲載しています、是非ご覧ください。



『居酒屋』

東り株式会社 厚木工場
奥田 俊吾

今回は、ちょっと一息入れて、厚木の居酒屋を紹介したいと思います。真偽のほどは確かではないのですが、厚木市の人口当たりの居酒屋の数は全国有数だとか。確かに、駅周辺は一番街をはじめネオンきらめく路地が目立ちます。都心と同様、昼間の流入人口が多いことや、元は宿場町ということからでしょうか。

まずは「十和田」。年配の方にはよく知られた厚木を代表する老舗の居酒屋です。いつも満員。「祭」というその日のサービスメニューがお得です。

お店の情報はまだ続きます、ぜひHPでどうぞ。



支部からのお知らせ

今後の支部行事予定

- 11月15日（水）届出手続き講習会
- 11月27日（月）階層別KYT講習会（一般層向け）
- 12月 4日（月）・5日（火）衛生管理者受験準備講習会
- 12月13日（水）階層別KYT講習会（一般層向け）
- 12月15日（金）安全衛生推進者養成講習会

記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで